

特別養護老人ホーム清風苑（長期入所）利用料金表

令和5年4月1日料金改定
介護老人福祉施設（1日あたり）

【介護保険適用分】：単位数

①基本料金（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	573	641	712	780	847

②加算料金（該当する項目について加算されます）

加算事項	単位数または割合	該当項目
日常生活継続支援加算	36	○
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	○
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	○
生活機能向上維持加算（Ⅰ）	3ヶ月毎に月100	
生活機能向上維持加算（Ⅱ）	月200	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月20	
ADL維持等加算（Ⅰ）	月30	○
ADL維持等加算（Ⅱ）	月60	
若年性認知症入所者受入加算	120	○
専従常勤医師配置	25	
精神科医師指導	5	
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	
入院・外泊時費用	246	○
外泊時在宅サービス利用費用	560	
初期加算	30	○
再入所時栄養連携加算	200	○
退所前訪問相談援助加算	1回460	○
退所後訪問相談援助加算	1回460	○
退所時相談援助加算	400	○
退所前連携加算	500	○
栄養マネジメント強化加算	11	○
経口移行加算	28	○
経口維持加算（Ⅰ）	月400	○
経口維持加算（Ⅱ）	月100	○
口腔衛生管理加算1（Ⅰ）	月90	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月110	
療養食加算	6	○
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1回650	

配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回1300	
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前31～45日）	72	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡前4～30日）	144	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡以前2～3日）	680	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日）	1280	○
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日以前31～45日）	72	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡前4～30日）	144	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡以前2～3日）	780	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日）	1580	
在宅復帰支援機能加算	10	○
在宅・入所相互利用加算	40	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月3	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月13	
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	3ヶ月毎に月10	
排せつ支援加算（Ⅰ）	月10	○
排せつ支援加算（Ⅱ）	月15	○
排せつ支援加算（Ⅲ）	月20	○
排せつ支援加算（Ⅳ）	月100	
自立支援促進加算	月300	○
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月40	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月50	○
安全対策体制加算	1回20	○
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月所定単位数×83/1000	○
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	月所定単位数×60/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	月所定単位数×33/1000	
介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）	月所定単位数×27/1000	○
介護職員等特定処遇改善（Ⅱ）	月所定単位数×23/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算	月所定単位数×16/1000	○

③減算事項（該当する項目について減算されます）

減算事項	減算割合または単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	$\frac{97}{100}$
利用者の数が入所定員を超える又は介護・看護職員または介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	$\frac{70}{100}$
身体拘束廃止未実施	$\frac{90}{100}$
安全管理体制未実施	5単位
栄養管理の基準を満たさない（令和6年4月1日から）	14単位

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1014/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員処遇改善加算率、介護職員等特定処遇改善率、介護職員等ベースアップ等支援加算率を個別にかけて地域区分（7級地）として1014/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

【保険適用外】：円

食費	第4段階 1,700 第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300
居住費	第4段階 855 第3段階② 370 第3段階① 370 第2段階 370 第1段階 0
日用品費	110
預かり金品管理費	50
持込電気製品電気代	60（1品あたり）
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。

※居住費・食費については、収入等によって下記の減免措置が受けられる場合があります。

※費用基準額は下記のとおりです

負担段階	主な対象者		食費	居住費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円 以下	300	0
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円以下 	かつ、預貯金等が 単身で650万円 夫婦で1,650万円 以下	390	370
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円超120万円以下 	かつ、預貯金等が 単身で550万円 夫婦で1,550万円 以下	650	370
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）120万円超 	かつ、預貯金等が 単身で500万円 夫婦で1,500万円 以下	1,360	370
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 		1,600	855

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額